

長野市農業関連産業参入・開発支援アドバイザー業務仕様書

1 業務名

長野市農業関連産業参入・開発支援アドバイザー業務

2 業務履行期間

契約を締結した日から令和8年3月31日まで

3 業務履行場所

長野市大字鶴賀緑町

4 業務の目的

(1) 農業政策の観点から

2020年農林業センサスによると、市における基幹的農業従事者の平均年齢は71.8歳と高齢化が進行しており、農業の担い手不足が深刻化している。また、経営耕地面積は3,746haと、2000年からのわずか20年で49%減少しており、耕作放棄地がこれまでにないスピードで増加している状況にある。さらに、市内の農地の多くは中山間地域に位置し、狭小な農地や急傾斜地が多いことから、効率的な営農が困難となっている。このまま状況が改善されなければ、市の基幹産業の一つである農業の衰退が加速することが懸念される。

そこで、農業法人をはじめとする企業等の農業参入を促進することで、新たな担い手を確保し、農地の有効活用を進めるとともに、市の農業振興及び活性化を図る必要がある。

この目的を達成するため、令和7年度から「企業等農業参入支援事業」を新たに創設し、農地等の賃借料・購入費、土壌改良費及び施設機械整備費に対する支援を中心とする伴走支援を開始したところである。

(2) 産業政策の観点から

令和6年10月に策定した長野市産業立地ビジョンでは、「未来への戦略的な投資により、本市経済の好循環を創出する」ことを目指し、①産業用地整備、②企業誘致、③立地環境整備に取り組むこととしている。

産業用地整備の取組として新たな産業団地開発を掲げているが、市において分譲可能な産業用地や工業系用途地域内で一定規模以上の面積を確保できる土地がほとんどない現状から、市街化調整区域を候補エリアとしており、その多くは「農地」である。このため、地権者や耕作者の意向を尊重しながら、農地の保全との調整を図るとともに、農業の生産性向上など農業政策についても並行して推進していくとしている。

そこで、新たな産業団地開発に伴い、農地集約や圃場整備、企業等の農業参入、スマート農業の推進、6次産業化による付加価値の向上・販路拡大等を促進することで、生産規模や生産性を維持、さらには向上させる事業の調査・検討を開始したところである。

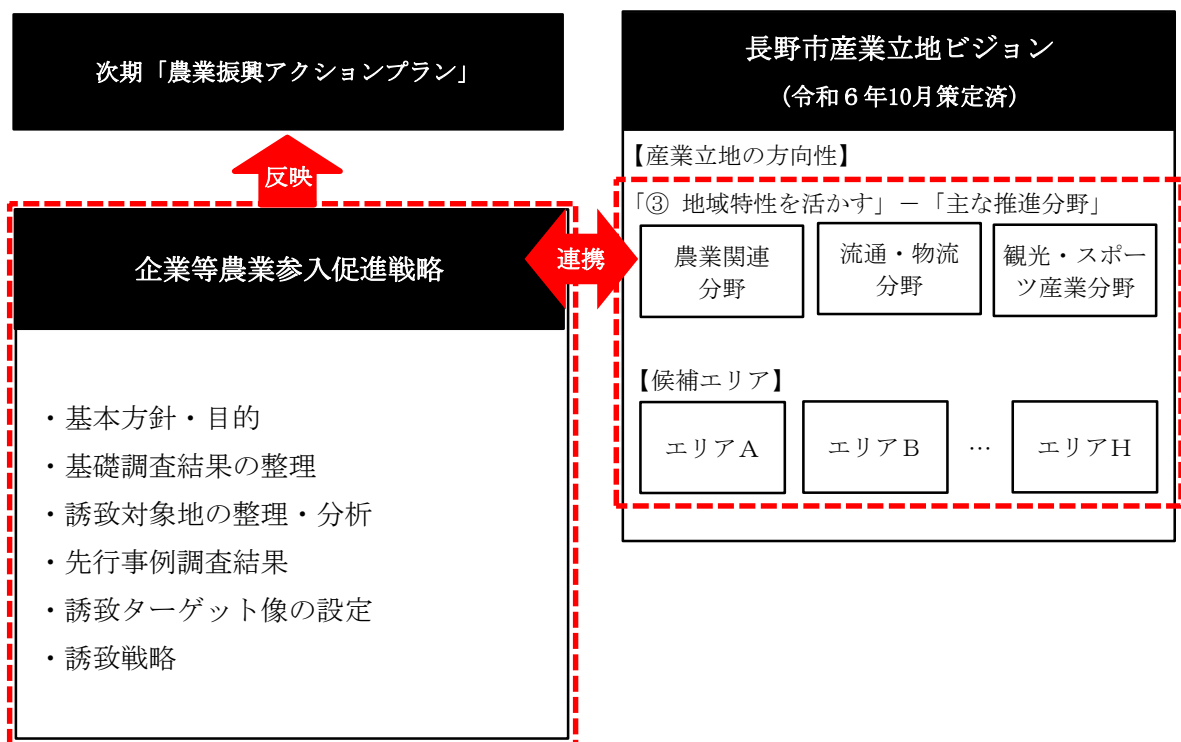
(3) 総論

以上から、本業務では、市で新たに農業参入を検討する企業等及び農業法人、農業の生産性や生産額、付加価値を向上させる企業等、並びに農業関連分野を含んだ異業種複合型開発等に関心がある開発事業者等（以下、「参入候補企業等」という。）に対しアプローチをするとともに、農地集約・効率化手法、さらには新たな産業団地開発と一体的な農地整備手法についての可能性の調査・整理をすることで、市の基幹産業の1つである農業を起点に、関連産業を含めた参入・開発の実現に向けた支援等を実施するものである。

本支援等を通じて、令和7年度から誘致対象地の絞り込みと参入意欲のある企業等へアプローチを進め、概ね3年程度で市内での農業生産の開始に向けた具体的な道筋を付けることを目指す。

5 業務の位置づけ（イメージ）

 : 業務範囲



6 業務内容及び成果物

(1) 戦略的事業構想の策定

市が目指す農業振興の方向性に沿った企業等の農業参入を促進するための戦略的事業構想を策定する。

ア 業務内容

(ア) 基礎調査

- ・市の農業環境をめぐる現状や、農業振興のために市が取り組むべき課題について取りまとめること。その際、全国的なトレンドを踏まえるとともに、市の農業政策・アクションプランとの整合性を確認し、併せて整理を行うこと。
- ・課題整理に当たっては、行政や関係機関等との意見交換を実施し、地域ごとの特性や参入の可能性、協業の可能性を探ること。

(イ) 誘致対象地の取りまとめ

- ・市にて検討している候補地について、市が保有する情報を取りまとめて、対象地の絞り込みを支援すること。
- ・後述の初期アプローチを踏まえ、整備が必要な事項について洗い出し、市が行うべき整備計画の策定に係る調査及び情報の取りまとめの支援を行うこと。
- ・誘致対象地の絞り込みに当たっては、地権者の合意形成の可能性について全体的な状況の把握のための支援を行うこと。

(ウ) 先行事例調査

- ・市が求める企業等の要件（業種、規模、営農形態等）を整理し、類似する企業等の農業参入事例や企業等の従来の事業地から複数拠点での営農展開事例、開発手法など、市の取組の参考となる事例について、行政等による支援の取組も踏まえて調査すること。
- ・行政等の補助事業等の調査に当たっては、予算規模や支援体制など、市で同様の取組を行う場合に参考となる情報を織り込むとともに、実行段階にあるものについては、成果要因や課題を含めて調査すること。

(エ) 誘致ターゲット像の明確化

- ・基礎調査、誘致対象地、先行事例調査を踏まえ、市に誘致するに当たっての営農作物や経営規模に係る企業参入モデル（事業モデル・収支計画モデル）を策定するとともに、農業の生産性や生産額、付加価値等の向上につながる開発の可能性を検討した上で、誘致ターゲット像を検討すること。
- ・モデル策定に当たっては、受注者のネットワークを活用し、必要に応じて関係機関等からの意見聴取を行うこと。

(オ) 農業関連企業等誘致戦略の策定

- ・上記の調査等を踏まえ、農業関連企業等誘致戦略を取りまとめること。

イ 成果物

- ・長野市農業関連企業等誘致戦略（A4・20ページ以上／PowerPoint形式等）

なお、本戦略には、少なくとも以下の内容を含めるものとする。

- 基本方針・目的（長野市の農業振興・産業政策との整合性）
- 基礎調査結果の整理（農業環境の現状、課題、地域特性）
- 誘致対象地の整理・分析（候補地の条件整理、課題抽出、整備計画の方向性）
- 先行事例調査結果（全国の農業関連企業参入事例、成功要因、行政支援の分析）
- 誘致ターゲット像の設定（企業参入モデル、想定される営農作物・事業規模、収支計画）
- 誘致戦略の策定（具体的な誘致手法、行政の役割、支援策、アクションプラン）

(2) 参入候補企業等への初期打診

上記(1)の戦略的事業構想づくりと足並みを揃え、参入の可能性がある参入候補企業等へのアプローチを実施する。

ア 業務内容

(ア) 参入候補企業等リストの作成

- ・必要に応じてアンケートなどの手法を用いて、市内での農業参入に興味・関心が想定される企業等をリストアップすること。
- ・参入候補企業等は、市内外を問わず、大企業、中小企業を対象とし、農業法人だけでなく、農業参入をしている、又は事業展開を検討している異業種企業、食料品製造事業者、物流事業者等の農業・フード関連事業者や開発事業者、研究機関等の幅広い業種も含むこと。

(イ) 参入候補企業等への初期アプローチ

- ・リストアップを行った企業等に対し、訪問や架電等によりアプローチを実施すること。
- ・市に対して関心を示した企業等からは、参入に当たっての条件や課題の確認を行い、参入の可能性を具体化すること。
- ・初期アプローチに当たっては、市の特徴や農業立地としての魅力、市の制度のほか、国や県の制度や優遇措置について取りまとめを行い、協議やプロモーションに活用できる資料を作成すること。

イ 成果物

- ・参入候補企業等リスト（Excel形式／最低10社以上）
- ・初期アプローチ実施報告書（アプローチ企業数、アプローチ結果、企業の関心度や条件・課題の整理を含む）（様式任意）
- ・誘致プロモーション資料（国・県の支援制度や優遇措置の情報を含む）（A4／PowerPoint形式等）

(3) 地権者の合意形成に向けた支援

企業等の確実な参入に向け、地権者・地域住民向け説明や協議のフォローアップを行う。

ア 業務内容

- ・地権者・地域住民向け説明会等を実施するに当たり、必要となる協議資料の作成支援を行うこと。
- ・説明会等を開催する場合は、運営支援を実施すること。

イ 成果物

地権者・地域住民向け協議資料（A4／PowerPoint形式等）

7 打合せ及び実施状況の報告

- ・受注者は、業務を実施するに当たり、市との緊密な連携を図るとともに、業務の実施内容や進捗状況の共有のため、市と定期的に打合せを実施するものとする。なお、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む）等については、双方協議の上、決定するものとする。
- ・受注者は、市から請求があったときは、業務の進捗状況等について報告するものとする。

8 業務履行に当たっての留意事項

(1) 再委託の禁止

- ア 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ウ 受注者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

(2) 守秘義務

- ア 受注者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。
- イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 著作権の取扱い

- ア 本業務により新たに発生した著作権は、市に帰属するものとし、市は受注者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、市は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとする。
- イ 受注者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著

作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

受注者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報等を取り扱う場合には、別紙「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 契約締結後、本業務のスケジュールについて明確かつ詳細に作成すること。
- (2) 窓口となる専任の担当者を配置し、長野市との打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて速やかに、かつ確実な連絡体制をとること。
- (3) 業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて市と協議し実施するものとする。

10 参考図書

これまでの調査結果との重複を避けるため、次の図書を受注者に提供又は貸与する。

- ・第二期長野市農業振興アクションプラン
- ・長野市商工業振興・雇用促進計画（令和4年度～令和8年度）
- ・長野市産業立地ビジョン（令和6年10月策定）
- ・長野市企業立地に関する基礎調査報告書（令和5年度）
- ・その他、業務遂行に必要と認める図書のうち、市が所有するもの

(別紙)

個人情報等取扱特記事項

(個人情報等の保護に係る受注者の責務)

第1 受注者は、履行に当たって、個人情報等を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他関係法令等を遵守し、個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、第4第1項により再委託を行う場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(利用目的以外の目的のための利用の禁止)

第3 受注者は、この契約による委託業務を行うため、個人情報等を取り扱う場合には、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、個人情報等の適正な安全管理が図られていることを発注者が確認し、発注者が承諾した場合を除き、個人情報等の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 前項において、受注者は、再委託先に対しその履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。再委託を受けた者がさらに再委託を行う場合も同様とする。

(個人情報等の複写及び複製の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため発注者から引き渡された個人情報等を、複写及び複製してはならない。

(個人情報等の安全管理)

第6 受注者は、発注者から引き渡された個人情報等及び受注者が契約履行のために作成したそれらの記憶媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に保管するなど適正に管理しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報等の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任

体制を確保しなければならない。

- 3 受注者は、この契約による委託業務を行うために必要な場合を除き、事務所内から個人情報等を持ち出してはならない。

（事故発生時における報告義務）

- 第7 受注者は、この契約による委託業務を行うために取り扱う個人情報等の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

（個人情報等が掲載された資料等の返却義務又は廃棄義務）

- 第8 受注者は、この契約による委託業務を行うため、取り扱う個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体が必要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに当該個人情報等の返却又は復元若しくは判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体を廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、前項の消去又は廃棄した結果について、発注者に報告しなければならない。
- 3 第4第1項により再委託先がある場合には、再委託先の個人情報等の消去又は廃棄について受注者の責任において行うとともに、その状況を前項の報告とともに発注者に報告しなければならない。

（報告及び検査）

- 第9 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受注者に対し、個人情報等の管理の状況について報告を求めることができる。

- 2 発注者は、個人情報等を保護するために必要な限度において、作業の管理体制、実施体制等の個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（疑義についての協議）

- 第10 この特記事項の各項目で規定する個人情報等の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの特記事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。